

青森県報

号外第三十三号

令和七年
三月三十一日
(月曜日)

目 次

教育委員会

○青森県立学校学則の一部を改正する規則……………	(教職員課) ……	一
○青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………	(スポーツ健康課) ……	一
○青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則……………	(学校教育課) ……	二
○青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………	(職員福利課) ……	二
○青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則……………	(教職員課) ……	二
○青森県教育職員免許状再授与審査会規則……………	(同) ……	三
○青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則……………	(文化課) ……	三
○学校教育法施行細則等の一部を改正する規則……………	(文化課) ……	三
○青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………	(職員福利課) ……	四
○臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令……………	(スポーツ健康課) ……	五
○教育職員検定による教科及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正……………	(職員福利課) ……	五
○三内丸山遺跡センターの特別の展示を閲覧する場合の使用料の免除の廃止……………	(教職員課) ……	五
	(文化課) ……	六
	(文化課) ……	六

教育委員会

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を、「卒業した者」の下に「若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者」を加え、同条第四項中「準ずる学校」の下に「若しくは中等教育学校」を加える。

第十三条の二中「中学校」の下に「若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校」を加える。

第三十四条第三項中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を加える。

第三十八条中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業」の下に「又は義務教育学校の前期課程を修了」を加える。

別表第一青森県立五所川原農林高等学校の項中

森林科学科	を	環境科学科
環境土木科		

に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 青森県立五所川原農林高等学校の森林科学科及び環境土木科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十万九千円」を「二十一万円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則

青森県総合学校教育センター組織規則（平成十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、副所長が行うものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第七条中第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、

同条第八号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同号を同条第八号とし、同条第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 県教育職員免許状再授与審査会に関すること。

第十二条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「外国人」を「日本国籍を有しない者」に、「市区町村長の

発行する外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）による登録済証明書」を

「国籍を証明できる書類」に改める。

第八条第二項中「臨時免許状の有効期間が終わり再び臨時免許状」を「前項」に、

「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、臨時免許状の有効期間が終わり再び臨時免許状の授与を受けようとする場合は、前項第三号に掲げる書類の提出を省略することができ

る。

附則第三項中「十年」を「十五年」に改める。

第九号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第九号様式の改正規定は、同年六月一日から施行する。

青森県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、青森県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 その他青森県教育委員会が適当と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則

青森県三内丸山遺跡センター規則（平成三十年十月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項各号列記以外の部分中「条例別表第一号に掲げる常設の展示」を「遺跡に関する資料」に改め、同項第一号中「教育課程に基づく学習活動として」を「高等学校、中等教育学校後期課程及び」に改め、同項第二号中「義務教育学校」の下に「、高等学校」を加え、「前期課程」を削り、「、生徒」を「又は生徒」に改め、同項第三号中「及び」を「を」に改め、同条第二項第一号中「義務教育学校」の下に「、高等学校」を加え、「前期課程」を削り、「、生徒」を「又は生徒」に、「第七号」を「第六号」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則(昭和四十八年一月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県公立小学校等の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則

第一条中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

(青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則の一部改正)

第三条 青森県公立小学校及び中学校の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則(昭和五十四年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県公立小学校等の教育公務員の在外教育施設への派遣に関する規則

第一条中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員安全衛生管理規程(平成九年三月青森県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「規則」という。)(第七条第二項に規定する報告書により、総括安全衛生管理責任者を経

由の上、」を削る。

第十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 校長は、産業医を選任したときは、速やかに青森県人事委員会に報告しなければならない。

第二十四条第四項中「規則第五十二条に規定する定期健康診断結果報告書により総括安全衛生管理責任者を経由の上、」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

臨時職員の給与に関する規程(昭和三十六年七月青森県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「なつた」を「なつた」に改め、同条の表中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

第四条の二中「なつた」を「なつた」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

青森県教育委員会告示第一号

平成三十一年三月二十九日青森県教育委員会告示第二号(教育職員検定による教科

及び教職に関する科目等の単位修得方法)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

別表(十五)中「栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けている者」の下に「又は同法第二条第三項の規定により管理栄養士の免許を受けている者」を加える。

別表(十六)備考及び別表(十七)備考中「又は高等学校」を「、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会告示第二号

平成三十一年三月二十九日青森県教育委員会告示第一号(三内丸山遺跡センターの特別の展示を観覧する場合の使用料の免除)は、廃止する。

令和七年三月三十一日

青森県教育委員会

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭